

第5回 熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議 議事録

日 時：令和5年（2023年）4月5日（水）10時00分～11時30分

出席委員：平田 直	会長	根本 祐二	委員
岸井 隆幸	副会長	沼尾 波子	委員
加藤 孝明	委員	出口 敦	委員

方 式：リモート会議

1. 開会

◎黒木総合政策部長

それでは定刻となりましたので、第5回熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議を始めさせていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます総合政策部の黒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、リモートでの開催としております。

また、本日、山田委員におかれましては、ご都合によりご欠席でございますが、委員総数7名のうち6名の委員の皆様にご出席いただいております。過半数の委員のご出席を踏まえ、本会議の運営要綱第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

2. 会長挨拶

◎黒木総合政策部長

それでは、最初に平田会長からご挨拶をいただきたいと思います。平田会長よろしくお願いいたします。

■平田会長

熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議会長の平田でございます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、本有識者会議においては、防災、財政、資産マネジメント、まちづくり等の観点から本庁舎等整備の在り方を審議するために設置されましたが、これまで耐震性能分科会での耐震性能の審議をはじめ、様々な審議を行ってまいりました。先月の有識者会議では、本庁舎に求められる機能、民間活力の活用等によるコスト縮減についてご審議をいただきました。

本日は、それぞれの観点から、本庁舎等の規模の考え方、立地・配置の要素、本市の財政状況について委員間のご審議いただきたいと思いますと考えております。

最後に、有識者会議委員の皆様におかれましては、予断を持たず客観的かつ専門的な立場から、忌憚のないご意見をいただければと思っております。それでは、本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

◎黒木総合政策部長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

以降の進行につきましては、運営要綱第6条第1項の規定に基づき、平田会長にお願いしたいと存じます。平田会長、よろしくお願いいたします。

■平田会長

それでは、議事に入ります。最初に審議を進めるに当たって本日の第5回有識者会議の審議内容について事務局からご説明をいただきたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

◎迫本政策企画課長

本日の審議内容についてご説明をさせていただきます。

(資料1を画面共有)

資料1の審議内容についてでございます。本日の審議内容でございますが、諮問事項の4つの項目に加えて、「その他必要な事項」ということで5つの諮問事項がございます。

本日の審議内容といたしまして、青の下線の部分について、ご審議をいただこうということで整理させていただいています。なお、灰色の文字の審議内容については、これまでの会議で審議いただいたものとして、記載しているものでございます。

青の下線の部分、それぞれの観点から具体的な内容について(資料1の2ページ)整理しており、議事としては、「議事2 本庁舎等の規模の考え方」、「議事3 本庁舎等の立地配置の要素について」、「議事4 本市の財政状況について」の3点でございます。説明は以上でございます。

■平田会長

ありがとうございました。

本日の審議内容については、事務局がご提案していただいたようなことでございます。このような順番で審議をしていきたいと思いますが、委員の皆様ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの意思表示)

異議なしと認めて審議を続けていきたいと思います。

それでは、まず本庁舎等の規模の考え方について最初に審議をしたいと思います。資料については、私から事務局にお願いをいたしまして、事務局で整理をしていただいたところでございますので、まずこれについて事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎迫本政策企画課長

それでは、説明させていただきます。

(資料2を画面共有)

本庁舎等の規模の考え方でございます。

現在の本庁舎等については、本庁機能及び中央区役所機能を備えた本庁舎と議会棟が同一敷地内

に隣接して配置されております。行政委員会等の執務室については、周辺の民間ビル3棟を賃借して確保しているような状況でございまして、それぞれの機能別の延床面積並びに職員数は記載のとおりでございます。

さらに、機能別の主な施設としましては、本庁機能、中央区役所機能、議会機能に記載のような施設をそれぞれに持っています。なお、議会機能部分の在り方につきましては、今後、議会局と十分に協議を行い、その求められる機能や規模について検討を深めるものとして整理しているところでございます。

まずは、本庁機能の規模の考え方についてですが、現在の本庁機能につきましては、執務室、会議室が主でございまして、その他、記載のような機能を持つものでございます。

現在の本庁舎の課題といたしましては、執務室の分散、狭あい化や会議室等の慢性的な不足といったことによる業務効率の低下を招いていること、さらに、以下のような設備やスペースを十分に確保できていないという課題がございます。

続きまして、それらを踏まえ、規模の考え方についてですが、まず、災害対応業務に活用可能なスペースを十分に備えること、職員のコミュニケーションを活性化させる会議室、打合せスペースを備えること、大規模イベントなど多目的に活用可能なスペースや、市民協働・交流の場、情報発信を行うためのスペース等については、本庁舎と中央区役所のいずれに配備するべきかを含め検討すること、行政手続のオンライン化、テレワークなどの新しい働き方など、社会や行政の在り方の変化を踏まえ、規模の適正化を図っていくこととして整理しているものでございます。

続きまして、中央区役所機能の規模の考え方についてですが、現在の区役所機能に係る主な施設ということで、記載のとりの機能を持っているものでございます。現在の中央区役所の課題といたしましては、市民の皆様の来庁に対して、待合スペースが狭く、来庁者の利便性が低下している、繁忙期には多くの来庁者で混雑し、窓口の待ち時間が長い、プライバシーに配慮された相談室が不足している、ユニバーサルデザインや、来庁者の動線に配慮したレイアウトなどが必要、手続のオンライン化など、ICTを活用した利便性の高いサービスの実現が求められている等の課題を整理しているものでございます。

続きまして、中央区役所機能の規模の考え方ですが、市民サービスの拠点として、誰もが利用しやすい待合スペースや、市民の利便性と職員の働きやすさを両立した窓口、プライバシーに配慮した相談室等を備えること。地域住民と協働したまちづくりを推進する拠点としての機能を備えること。まちづくりや賑わい創出の機能については、民間の知恵も取り入れながら在り方を検討すること。大規模イベントなど多目的に活用可能なスペースや、市民協働・交流の場、情報発信を行うためのスペースなどについては、中央区役所と本庁舎のいずれに配備するべきかを含め検討すること。さらには、こちらも先ほどと同様に、行政手続きのオンライン化、テレワーク等の新しい働き方など社会や行政の在り方の変化を踏まえた規模を検討することとして整理したところでございます。

この後、6～8ページに他都市の取組事例といたしまして、テレワーク等を推進することにより、約7%の庁舎面積の削減を想定されている清水庁舎（静岡市）の事例や、同じく、テレワークの推進によるスペース削減を想定されている宮崎市役所、ペーパーレス化の推進など、取り巻く時代の状況を捉えて、適切な庁舎の規模を検討された事例を、いくつか並べさせていただいたものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

続きまして、本日ご欠席の山田委員より、ご意見をいただいておりますので、続けてご報告をさせていただきます。と思います。

山田委員より、2点ご意見をいただいております。

1点目、新しい働き方を踏まえた庁舎の規模について。20年後、30年後を見据えながら、行

政手続のオンライン化、テレワークなどの新しい働き方を踏まえ、市民が快適に行政サービスを受けることができ、職員が働きやすい職場環境となるような庁舎の規模を考えていくことが重要である。

2点目、フェーズフリーについて。災害対応業務での活用を想定するスペースについては、発災時のみならず、平常時から使用できるようにすることが重要である。以上2点のご意見をいただいているところでございます。

■平田会長

ありがとうございました。

事務局がご説明いただいたのは、これまで有識者会議で委員の皆様からいただいたご意見を整理したということ、それから最後には、本日欠席の山田委員からのご意見をまとめていただいたということでございます。まず委員の皆様がこれまでご意見があった重要な観点などで、事務局の整理で抜けていることがございましたらご発言ください。

これまでのところは、大体、事務局がまとめて下さったようなことで、有識者会議としては議論が進んできたというところでございます。こういう整理された段階として、改めて規模について、ご意見をいただきたいと思います。

熊本市が行っている仕事の内容では、現在の庁舎では手狭であると、少し離れた場所でも周辺の民間ビルを借りているというようなご説明もありましたので、現状の面積では、いっぱいであると理解しました。

ただし、今と全く同じようにやると、手狭であるということです。今後、いくつかの観点から委員の皆様からもいただいている、機能を整理する、整理するという意味は、市役所と中央区、それから民間に役割分担をする、それともう1つ、ICTの活用を踏まえると、もしかすると今の床面積を縮減することができるという資料になっております。

改めて、資料をご覧になった上で、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。どなたでも結構ですので、是非ご発言いただけますでしょうか。

■根本委員

よろしいでしょうか。

■平田会長

はい、根本委員お願いいたします。

■根本委員

ありがとうございました。大変よくわかりました。

その上で、2点あります。1点は他の政令市における規模というのを相対的に比較しないといけません。本庁舎の延床面積と住民1人当たり延床面積です。職員数で割るとというのは、少し行政目線であって、市民からすると市民のためにどの程度の規模が必要かというのは、やはり住民の人口当たりでみるべきだと思います。熊本市は、多分それほど大きくはないと思いますけれども、客観的に比較可能なデータを示していただく必要があると思います。

それから2点目は、将来の社会情勢の変化に対応するというのは、そのとおりですけれども、具体的にどのような要件を課していくのかということを考えなければいけなくて、やや抽象的な表現になっています。最終的に建設するのは民間であり、おそらくPFIなり何なりという民間的な手

法を活用することになるので、そのときの条件といいますか、専門用語でいうと要求水準にどう記載するかを考えないといけないというものです。

その意味で、1つ抜けているものとして、将来の状況変化に対応するための用途転換の容易性というのを入れていただきたいと思います。どうしても、現状の仕事の内容から考えると規模を大きく減少した状態でスタートすることは、なかなか難しいだろうと思います。しかしながら、将来は、こんな規模は要らないということが起こりうると思います。これは民間でも同じなのですけれども、そのときにスペースがあるから何か埋めようというのではなくて、庁舎機能以外の用途に転換する、図書館であったり保育所であったり、いろいろありうると思うのです。もちろん、民間に貸して賃料を受けるということもありえます。そのときに、他の用途に転換して貸せるような状態に最初から設計しておかないと、空いているスペースがあるのに、誰も使えないという状態になりかねない。これは公共施設だけではなくて民間のビルでも同じことだと思うのですけれども、そういう意味で、用途転換の容易性という要素を1つ入れていただく、そうすると対応がしやすくなるということがありうるかなと思います。以上の2点でございます。

■平田会長

ありがとうございました。大変重要なお指摘だと思います。

事務局、他の自治体の例のページを出していただけますか。

これは規模を小さくするという例ではありますが、根本委員からのご指摘は、他の政令指定都市で、住民1人当たりの面積がどうなっているかというような資料をつくるべきだというご指摘だったと思いますが、事務局はそういう観点でもう既にご検討いただいているのか、今後できそうですか。

◎迫本政策企画課長

今後整理してお示しさせていただきたいと思います。

■平田会長

よろしくお願いします。

それと、現状ではたくさんある仕事将来なくなるとか、新しい仕事ができるかというときに、オフィスや会議室を他の用途に転換するということが容易にできるような設計にするべきであるというご指摘だったと思います。この点については、今後議論していく必要があるかなと思います。ありがとうございました。

他にご意見をいただけますか。岸井委員よろしくお願いします。

■岸井副会長

根本委員からお話があった比較の作業をしていただくとするならば、本庁舎と議会棟に関しては、やはり職員1人当たり（面積）も必要だと思うし、議員1人当たり（面積）も必要だと思います。市民、職員、議員1人当たりどういう数字かというのを確認できるようにしていただきたい。

区役所に関しては、他の区役所との関係で、バランスがどうなっているかというのを見たいので、他の区役所と比較するものを、ぜひ出していただけるといいと思います。以上です。

■平田会長

ありがとうございました。

事務局、岸井委員からも補足のご意見があり、いろいろな観点から検討する必要がありますの

で、まず重要なのは市民1人当たりの面積、それから職員1人当たりの面積、あるいは議員1人当たりの面積、議会棟は特にそれが重要だと思いますので、これらは基本的には住民の数に関連はしていると思いますが、ぴったり比例しているわけではないと思いますので、少しご検討いただけたらいいかと思います。ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。沼尾委員、お願いいたします。

■沼尾委員

ご説明ありがとうございました。2点、申し上げたいと思います。

まず1点目で、規模の考え方として、災害対応業務に活用可能なスペースを備えるということで考えてくださっているのですが、おそらくこれは準備されていると思うのですが、つまり、平時と非常時のレイアウトが、それぞれどういうふうになるのかというものを是非2つ作っていただいて、それで必要なスペースを考えるというようなプロセスが大事じゃないかなということが1点です。

それからもう1点ですけれども、おそらく、今、庁舎のスペースが足りないというのは、最初に本庁舎ができた当初と比べると、行政も対人社会サービスなども増えてきて、窓口の部門も随分増えたというような行政の役割の変容ということも大きいかなと思うのですが、今、委託や指定管理のような形で、民間の業者といろいろな場面でやりとりをするところが増えていると思うのですが、こういった委託や指定管理の業務自体も、庁舎の中で場所を確保するのか、それともそれ自体も外でお願いするのかというようなところですね。

例えばコールセンター等を、どうするのかということも含めて、ある意味、中にあることで連携が図りやすいという部分と、外に出してそれぞれやらしてもらいやり方とあると思うのですが、何かその辺りを意識した形で規模というものを考えるという視点が大事だと思います。以上でございます。

■平田会長

ありがとうございました。

■出口委員

よろしいでしょうか。

■平田会長

はい、出口委員お願いいたします。

■出口委員

整理していただいてありがとうございます。

(資料2の)3ページ目を見えています。本庁機能の規模の考え方というところですね。規模の考え方となっているのですが、中身を見ますと、どちらかというと機能の考え方ですね。ですので、機能と規模とを少し整理していただければよいかと思います。兼ね備えるべき機能と、その機能にふさわしい規模、そう考えると、この4つ黒ポツで整理されているものも、兼ね備えるべき機能と規模として、それぞれで事例などを調べて比較していただければ、もう少しわかりやすくなると思っています。

そのときに、3番目のポツのところ、これは質問でもあるのですが、大規模イベントや

多目的に活用可能なスペースについて、最後に「本庁舎と中央区役所のいずれに配備すべきか検討する」と書いてあるのですが、この意味が私はよくわからなかったのですが、本庁舎と中央区役所を別々の場所につくる可能性があり、そのときに、どちらに、こういった機能を配備すべきかということなのか。あるいは、合築されたときにどちらが管理するスペースとするべきなのかということでしょうか。その意味合いがよくわからなかったのですが、この書き方だと、もしかしたら次の段階でデザインコンペティション、あるいはプロポーザル、あるいはPFIなどの公募をする際の、募集要項などに反映されてくると思いますので、もう少し理解を深めさせていただきたいと思いました。以上です。

■平田会長

出口委員、ありがとうございました。

規模とそれから機能というのは、やはり鶏と卵みたいなもので、必要な機能を満たす規模が必要であるという考えと、現状ではこれしか規模がないから、その規模で最適化した機能に関して優先順位をつけて仕事をするというようなことがあると思います。それで、なかなかきちんと整理するのは難しいですが、一応有識者会議としては、既に機能は何が必要かということは前回までで、ご意見をいただいているという認識で、事務局がこれを整理したと思います。例えば、災害対応業務をするのは必要な業務、機能であるということは確認されていると思います。

それから、職員のコミュニケーションを活性化させるということは、庁舎として必要な機能であるという前提で、どのぐらいの規模が必要とか、そういうことだと思います。ただ、今のご指摘のように大規模イベントといったときに、市庁舎とそれから区役所もそうですし、民間も多分、非常に重要なプレーヤーだと思いますが、事務局、この3つ目の項目についても、もう少し、ご説明いただけますか。

◎黒木総合政策部長

出口委員のお尋ねの件でございますけれども、元々策定しておりました本庁舎の基本構想において、区役所機能と本庁舎機能を分散して建設することもありうるということで一旦整理をさせていただいておりますので、お尋ねの内容につきましては、本庁舎と中央区役所を別々の場所に建てる可能性はありうるということで、こういう記載をさせていただいているところでございます。

■出口委員

はい、わかりました。

そのような補足をしていただければ結構だと思います。ありがとうございます。

■平田会長

それからあとは、根本委員からの用途転換の容易性というご指摘がございましたけれども、これは最後の4つ目の事項で、行政手続きのオンライン化など、行政の在り方の変化を踏まえて、規模の適正化を図るというのに、さらに付加して、機能というか、新しい働き方というか、広い意味で考えたときには将来、今考えているのとは大分変わるかもしれない。だからそのときに、きちんと転換できるように、最初から考えておく必要があるということを踏まえて、かつ、現状のこの機能に対する規模が必要であると、そういうふうに考えたいと思います。

それでは、岸井委員お願いいたします。

■岸井委員

規模の話で、働いている方とか、その中にいらっしゃる方の、1人当たりの話をしましたが、前回も話したとおり、この庁舎にどういう方が、現実どれぐらいお越しになっているのかという現状をきちんと把握できるといいなと思っています。

特に規模に関して言うと、駐車場。今日はあまり議論の中に入っていませんが、駐車場をどれぐらい用意すべきか、どういう用事があって市役所にお車でお越しになっているのか。その辺については、是非実態がわかるといいなと思います。よろしくお願いします。

■平田会長

ありがとうございました。

市民全体の数というよりは実際に、市庁舎あるいは区役所に訪れている人たちの数が現状ではどうなっているかという、あるいは昔に比べて増えているのか、減っているのかというようなことで、あるいはもっと言うならば、たくさんの方に来ていただくことを政策誘導して庁舎を建てるのか、それとも分散して、あまり来なくてもいいようにするのかというのは、結構重要な観点だと思います。そのときに、駐車場は確かに重要でございまして、私の住んでいる区などは、駐車場が区役所に来る人は無料です。区役所で仕事を何かやってくると券をくれて無償になるという、東京では考えられないそういうサービスをやっていますが、熊本市さんはどうしているのか知りませんが重要なことだと思います。

特に、電車で来られる方はいいですけども、支援が必要な方は車に来て、車椅子で移動されるという方もいらっしゃると思いますので、そういったときに、駐車場のスペースをどうするかということが、今後重要な論点になるかなと思います。

今日のところは、事項を出していくということが重要ですので、それを忘れないように、記録に残しておいてください。ありがとうございます。

加藤委員いかがでしょうか。

■加藤委員

いえ、話したいことは、先生方がお話しされましたので、大丈夫です。

■平田会長

ありがとうございます。また別の観点からお願いしたいと思います。

それでは、今、規模ということで議論を進めてまいりましたが、次の議題に移りたいと思います。いくつか宿題がまた出ましたので、事務局、少し調査を進めて、議論に資するデータを整理していただきたいと思います。

それでは次に、本庁舎等の立地・配置の要素について審議をしていきたいと思います。資料については、また私のほうから事務局をお願いいたしまして、事務局で資料を整理していただいたところでございますので、まず事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎迫本政策企画課長

資料をご説明いたします。

(資料3を画面共有)

本庁舎等の立地・配置の要素についてでございます。

本庁舎等の現状といたしまして、現在の本庁舎等には本庁機能、議会機能、中央区役所機能の3つの機能が存在しており、配置としましてはイメージ図や位置図のように、本庁機能、議会機能、区役所機能が民間ビルも含めて、執務室が分散して配置されているような状況でございます。

続きまして、その中でまず、本庁舎等の立地の要素についてでございますが、本庁機能と議会機能につきましては、緊密な連携が必要であることから、相互の連携に配慮した立地・配置とすることが必要ではないかということで整理いたしました。また、中央区役所と本庁の立地・配置につきましては、それぞれの担う機能に基づき、個別に検討するという要素もあるのではないかとということで整理しております。

ということで、今回、立地の要素については、以下の観点から整理を行うとして、4つの観点で資料を整理しております。

まず、まちづくりの観点でございますが、本市が目指す都市構造の将来像といたしまして、豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市ということで、多核連携都市、すなわち中心市街地並びに周辺地域に生活の拠点となる地域拠点を配置し、それを利便性の高い公共交通で結ばれた都市というものを熊本市は目指しております。

そのため、立地の要素といたしましては、そういった本庁舎が立地可能な用途地域、かつ地域拠点、あるいは中心市街地といった都市機能が誘導される区域、都市機能誘導区域に指定される地域というものを、立地の要素として挙げさせていただいたところでございます。

具体的には、次のページでございますが、本庁舎が立地可能な用途地域、並びに、先ほどお示しました中心市街地、並びに生活拠点となる市域内の15の地域拠点を図示しておりまして、立地の要素として該当する部分が、その地域が重なる地域であるオレンジ色の部分ということで整理しているところでございます。

続きまして、防災の観点でございますが、本市の地域防災計画上、本庁舎及び区役所はともに、防災拠点施設として位置付けられております。災害時には、市民の生命と財産を守るため、発災直後から継続的に応急、復旧対策を実施する災害対策本部として重要な役割を担っております。また、平常時も災害時も使用する施設であることが重要であるということで、整理しております。また、熊本市の場合、中心市街地等の平常時の利便性が高いエリアのほとんどにおいて、浸水等の災害リスクが想定されます。

次に、立地場所に災害リスクがある場合、その程度を踏まえ建物の構造や設備等の対策を行うことで、防災拠点施設として機能することは可能ということで整理しているところでございます。すなわち、立地の要素といたしまして、防災拠点施設として機能を発揮できる場所、ということで整理いたしました。

続きまして、本庁・議会の機能発揮の観点ということで、業務効率性の観点から、こちらが本庁舎、並びに区役所、市施設等の位置図を略図として、置いているものでございますが、立地の要素としましては、区役所等の他の市施設との位置関係のバランスがよい場所ということで、記載しております。

続きまして、来庁者の利便性ということで、単純に位置関係のバランスのみならず、公共交通等でアクセスしやすい場所も、望ましいものであるということで整理しているところでございます。

次のページが、具体的に市の公共交通網のほうを示させていただきまして、やはり、こういった交通の幹線というものも重要な要素であるということで記載しているところでございます。

以上のことから、本庁・議会機能の立地の要素といたしまして、4点挙げさせていただきました。本庁舎等が立地可能な用途地域、都市機能誘導区域に指定されていること。2点目、防災拠点施設

として機能を発揮できること。3点目、区役所等の他の市施設との位置関係のバランスが良いこと。最後、市域の各方面や市外から公共交通でアクセスしやすいこと、ということで立地の要素を整理させていただいたところでございます。

参考までに、次のページでございますが、本庁機能の集約と分散に関する考え方ということで、本庁機能については多種多様な部署を有しており、集約配置または分散配置により、庁舎整備をすることが考えられるということで、左側に様々ないくつかの項目において、集約したことによる優位性、メリット等も示しておりますが、一方で、右側にありますように、ICT等先端技術の進展により必ずしも集約することでしか解決できないものではない部分も出てきているということで記載しているものでございます。

続きまして、区役所の機能発揮の観点でございますが、まず、本市には、中央、東、西、南、北の5区がございまして、中央区は、熊本市のシンボルである熊本城や、高次な都市機能が集積した中心市街地を有する市の中心の区でございます。

区役所は、各種証明書発行等の市民サービスの提供を行う場所でございますが、本市の区役所では、市民の居住区にかかわらずどの区役所でも手続きが可能であるということで、中央区には、中央区以外の市民の方も多く来庁されている状況でございます。

また、市のまちづくりを行う拠点として、市民が気軽に交流し、賑わいを創出するための市民協働・交流機能、あるいは情報発信機能の設置というものも、そちらのほうで整理したところでございます。

立地の要素といたしましては、まずもって中央区役所につきましては、中央区の区域内であること。2点目としましては、市域の各方面から公共交通でアクセスしやすい場所であることということで、整理したものでございます。

これらのことも含め、改めて立地の要素としまして4点掲げておりまして、先に掲げました本庁機能と同様に、中央区役所が立地可能な用途地域かつ都市機能誘導区域に指定されていること。防災拠点施設として機能発揮できること。そして、中央区の区域内であること。市域の各方面から公共交通でアクセスしやすいこと、ということで区役所機能の立地の要素を整理したものでございます。

次は、参考までに、現在の本庁機能による災害時の業務でございますが、現庁舎におきましては、災害時には、前回もお示ししました資料でございますが、全てのフロアを活用し災害対応業務に当たっているというものを示しているところでございます。

最後に、政令市における本庁機能と議会機能の配置関係でございますが、本市も含め、20市ともに、議会機能並びに本庁機能は、同一建物内、もしくは、隣接した別棟として、緊密な関係性のもと立地しているような状況にあるということで、整理したものでございます。説明は以上でございます。

こちらにつきましても、山田委員よりご意見いただいておりますのでそちらのご意見のご報告もさせていただきたいと思っております。

災害時のアクセス性について、インフラも含め幹線道路沿いの庁舎周辺の建物が耐震化されているなど、防災拠点として災害時に市民、職員、他都市等の派遣職員等が円滑にたどり着くことができるような、災害時にアクセスしやすい立地とすることが重要であるといったご意見をいただいております。以上でございます。

■平田会長

ありがとうございました。

それではまた、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。ご自由にご発言いただいて結構ですが、まちづくりの観点ということで、岸井委員、出口委員などから、まず口火を切っていただけると幸いです。岸井委員いかがでしょうか。

■岸井委員

立地の要素としてここに書かれていることは、それぞれ妥当だと思っていますが、これ実は前回とか前々回にもお話ししたのですが、立地の要素という面だけではなくて、まちづくり側からすると市役所が来ることによって、どういうまちづくり課題の解決につながるのかということと連動していると思います。

機能のほうの話になるといえばなるのですが、具体的に言えば、平日と祝祭日は当然違う、土日、休日は、行政はほとんど閉まってしまっていますが、街は土日のほうが人々は出ているという状況の中で、土日の街の中でも公的な施設が果たすべき機能があるならば、本来そういう場所と機能とは連動してつくるべきだと思っています。

そのような場合、その辺はむしろ立地の要素というよりは、「立地からくる公的機関が提供すべき機能」が当然あるのだということを認識していれば良いと思っています。

もう1点、これはなかなかわかりづらいですけども、土地をどうするかということに関してあまり触れてないのですが、これは行政としてはあまり問題意識を持っていらっしゃらないという理解でよろしいのでしょうか。

既に敷地がきちんとある、土地は全て手に入るという（前提でしょうか）。他の行政施設の中には、例えば再開発のビルの中で、土地は共有で、上に区分所有の床を並べるというのがあります。今回は、そういう点に対しても、特に何も触れていないのですが、あまり違和感がないのか、むしろそういうことは生じないという理解でよろしいのか、どういうふうに、土地について考えられているかを（教えてください）。これは市のほうだと思ふのですけれども。

■平田会長

司会のほうからの理解で言うと、今は割と理想論というか大所高所からのご意見をいただいているので、その後で、建てられる場所があるのかないのかというのは、最後の最後まで実際問題としては、非常に問題になると思います。岸井委員がおっしゃられたように、行政と商業と住宅というのは古典的には違う場所にあって、休日になると役所なんか誰もいなくて閑散としていて平日は人がいるというのが、昔はそうでしたけれども、最近、東京なんかは、区役所は街の真ん中にある、ビルの中の1階には店があって上のほうに（庁舎機能が）あるとかそういうところもあるし、学校と共同しているようなところもあるので、大分考えが変わってきていると思います。それは場所がないから仕方なくそうしているのか、あるいはもっと積極的に商業と行政、あるいは議会みたいなものは同じ場所にある、人々が集う賑わいのある場所でやったほうが良いという考えと、あとはセキュリティ上、人があまり来ないようなところでやったほうが良いという考えもあるのかもしれませんが。その辺は、今のいろいろな観点から有識者の委員の皆様のご意見をいただいた上で、結局、熊本市の場合には、ここしかないということになってしまうかもしれません。そういう認識が私あるのですが、市のほうで、現状で、例えばどこにしか出来ないとかとそういう使える場所の制約みたいなものは、どのぐらいシリアスに議論したほうが良いとお考えですか。市の方針を事務局教えてくださいますか。

◎迫本政策企画課長

今回この有識者会議でお諮りいただく範囲といたしましては、具体的な土地云々というよりも、その立地を検討するにあたっての要素、考え方についての観点でご議論をまずいただきまして、その上で、様々な具体的な話に入っていくものということで、その前段までということをお願いしたいと思っております。また、その議論の前提としてあるものとしては、現庁舎の現状というところの範囲まででございます。以上でございます。

■平田会長

はい、わかりました。

多分、岸井委員がご心配されることは、次のステップで問題になってくる。そうは言っても、熊本市には5つ区があるということですが、それらが割とパラパラと分散しているので、事務局が整理したところではスター型といいますか、中央区があつて、周りの区があるというのが現状です。ですから、それは歴史的経緯があつてそうなったのかもしれないし、あるいは、そうすべきだというポリシーに基づいてやったのかは、必ずしもわかりませんが、努力してそういうことをされていると思います。

こういうことでいいのか、それとも、あまり空間的な配置は、ICTが進歩すると気にしなくてよくて、住宅地と商業地と工場とはバラバラに厳密に分けるのが良いのか。そうはいつても、開発すべき場所というのは、まちづくりの基本計画で決まっているというご説明もありましたが、その辺は難しいかなと思います。

出口委員、今の議論についてはいかがでしょう。

■出口委員

今の岸井先生のお話をお伺いしながら、9ページの立地の4つの要素を見ているのですが、これは言ってみれば必要条件を指しているのかと思いました。

これが十分条件になっていくためには、一番最初のポツで、立地可能な用途地域で都市機能誘導区域に指定されているところ、これはつまり、立地適正化計画というもので指定されているということで、ある意味必要最低限の条件です。問題は、そこに市役所が立地したときに、地域のまちづくりとして受入れることができるかどうかという十分条件のほうが、私は非常に重要になってくると思います。

どういう書き方をしたらいいのか、私もとっさに思いつかないのですが、要するに規制上、整合がとれているという意味だと思います。ですが、そこに数千人の人たちが働く市役所があることによって、周辺のまちづくりにどのようにつながっていくのかということが重要です。市役所を受け入れて、その地域の将来ビジョンや将来構想と整合がとれるかどうかということが私は非常に重要だと思っています。

ここの一行目のところに補足できるかどうか、とっさに私も良い文章は思いつかないのですが、最低限の規制と整合がとれているのかという意味の1ポツ目と、それから市役所が立地したときに、周辺のまちづくりとうまく連携していけるかどうかという十分条件的なもの、本来、付加されても良いように思いました。

■平田会長

ありがとうございました。

今、この有識者会議でやっているのは、割と必要条件みたいなものをどんどん出していくみたい

なところがございますが、確かに、これで十分であるかという十分条件というような観点からは少し整理が足りないということがあるかもしれません。

立地可能な用途というのが出てくるわけですが、実際上は、理想論を言ってもこんな土地はないということと、それからあとは、まちづくりの観点から都市機能を誘導する区域というのは市のほうで決められていますので、そこにつくるとなるかもしれません。

(資料3の都市機能誘導区域の図を画面共有)

「立地の要素のイメージ」ということで、この2つの集合の交わったところにやるべきだという、そういう整理を事務局はやっておりますが、これだけでは十分でないという考えですね。

■出口委員

そうですね。他にも都市計画関係ですと、都市計画のマスタープラン、あるいは市の総合計画等の上位計画がありますので、それらと整合がとれる、あるいは今後、もしそれらに変更になるということであれば、きちんと整合して認められる場所ということになると思います。

必要条件というより十分条件のほうですので、今後の議論にしていいただければと思います。

■平田会長

わかりました。

少し観点を変えましょう。まちづくりの観点のほかにも、防災拠点施設としての機能という観点も重要だと思います。もちろん平時と非常時とをフェーズフリーといいますか、両方を考えておくことが必要ということは大前提ですが、防災拠点としての観点ということから、加藤委員、ご発言いただけますか。

■加藤委員

必要条件としては、この「防災拠点施設として機能を発揮できる場所」というのはそのとおりだと思うのですが、もう少し、防災拠点施設としての機能というのを分解して考えたほうがいいかなという気がしました。まず、災害種別で期待される機能はかなり違っているのです、震災のときと水害のとき。例えば水害については、水害が起こる前までが結構大変なのです。いざ起きたら、起きた後が大変なのです。起きている途中というのは黙って見ているしかないと思います。

震災のときにはそうではなくて、地震が起きた直後から機能していないといけない。そういう整理と、あと、本庁舎と区役所でも役割が違うので、この災害種別と本庁舎・区役所ということで、機能を少し整理して具体的に書いていくといいかなと思いました。

これと別の観点で、現地にしろ移転にしろ、業務継続をしながら進めていかないといけないと思うのですが、そのときに、移転なのか現地建替えなのか、あるいは本庁舎と区役所をばらばらにするのが一緒にするのかで、ずいぶんそのプロセスが変わってくるし、そのプロセスを実現するためのコストもずいぶん変わってくると思います。そのような要素も、最終的に立地を考えるときの重要な要素になるのではないかなという気がいたしました。以上2点です。

■平田会長

ありがとうございました。

防災と一言で言っても、地震災害と風水害では違う要素があるというご指摘ですので、もちろん

同じ要素もあると思いますので、同じ要素でまず考えていって、かつ、水害のときと地震のときとでは、違うことがあるということを忘れてはいけないというご指摘だと思います。

それとあともう一つは、市役所と区役所の機能というふうにおっしゃったのかな。中央区役所と市役所は一緒の建物の中に無いといけないというわけではないということで、理解できるご発言と思いますが、現状では一緒になっている。ただ、議会棟と市役所とは、かなり密接になっていないと、實際上、普段の業務に差し支えると思いますので、それは異論のないところですが、中央区役所という区役所の業務と市役所の業務というのは整理したほうが良いということは忘れてはいけないというご指摘だと思います。

これは、今の立地の要素の3つ目のところですかね。区役所等の他の市施設との立地関係のバランスがよいという、バランスという意味は、物理的に近い、本当に近いということから、必ずしもぴったり同じ建物の中になくてもいいかもしれないが近いということ。結局それは用地の問題みたいなところも結構あると思います。

それで、まだ議論していない、公共交通でアクセスしやすいというのは、これはもう言うまでもないことだと思います。この点について何かご指摘いただけますか。当たり前過ぎて、当然であるということもありますが。

■出口委員

シンプルな表現で、1行でサッと書かれているのだと思うのですが、なぜアクセスのしやすさがないといけないのかということは、本来どこかに補足していただく必要があるかと思いました。これは要するに、市役所はオフィスとしての機能があるので、日常的な平日の通勤する職員のアクセスのしやすさと、週末や、イベントを開催したりするときのイベント来場者のアクセスのしやすさなど、先ほどの防災の話と同じように、多面性があると思うのです。

その辺を理解しないと、ミスリードしてしまう可能性もありますので、やはりどこかで補足していただく必要があるかと思います。

■平田会長

ありがとうございました。

私はこれを読んだときには市庁舎に来る市民が来やすいということだと思ったのですが、今のご指摘で思ったのは、職員の皆さんがアクセスしやすいということも当然重要なことだと思います。事務局、これは両方のことを考えてこれをまとめられたのか、少し補足していただけますか。

◎迫本政策企画課長

このページにつきましては、来庁者の利便性を前提にはございますが、委員がおっしゃるように、本市は（本庁舎等に）数千人が勤務していることから、職員の交通アクセスの利便性も重要であると考えます。以上でございます。

■平田会長

ありがとうございます。

ちょっと幅広にこれを考えましょう。公共交通でアクセスしやすい必要があるのはなぜかというのは、当たり前過ぎて改めて議論することもないとは思いますが、本質的には、つまり、市庁舎は多くの市民に使っていただくという、市民が使うのに便利であるということが重要なので、アクセスし易い必要があるということです。これは物理的に来庁することを考えています。それから、I

CTなどを使ってサイバー空間で使うという人もいるけれども、当面の間は両方必要ですから、やはり、来やすい場所にあるということは非常に重要だと思います。

あまり道路については、強調されてなかったですが、道も大丈夫ですね。これは公共交通というのは、バスも含めてであると理解しております。特に緊急車両が通れる道から市役所はアクセスしやすい場所にあったほうがいいと私は思うのですが、都市計画の専門家から見ると、（アクセスしやすい場所に）ないほうがいいとかということがあれば、静かなところのほうがいいっていう意見ももしかするとあるかもしれませんが、それは出口委員、ご意見ありますか。

■出口委員

私も長年、福岡に住んでいましたが、福岡でも自動車社会の部分は拭えないと思います。要するに、市役所の立地する地域が公共交通のアクセスがよいと言っても、市内のほとんどの地域は、多分、公共交通によるアクセスが困難なところがたくさんあると思います。そういうことからいくと、やはり車等を使って来ざるを得ないと思いますので、公共交通でアクセスしやすいというのは重要な要素ではありますが、多分大多数の市民の方々からしてみると、自動車は否定出来ない部分だと思いますので、そちらに配慮していただきたいと思います。

■平田会長

ありがとうございます。

時間がどんどん過ぎてしまいますので、次の議事「本市の財政状況について」へいきたいと思います。それでは事務局、ご説明ください。

◎井上財政課長

事務局でございます。

資料4に基づきまして、熊本市財政の中期見通しについてご説明させていただきます。

まず、この資料の位置づけでございますけれども、この財政の中期見通しは、毎年作成をしまして市議会にお示ししている財政全体の見通しをお示しするものでございまして、本日も、先般、議会に示したものと同様の資料にてご説明させていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページの「試算の前提」でございます。

今年度の財政の中期見通しは、令和5年度一般会計当初予算を基礎といたしまして、今後5年間の見通しを作成したものでございます。

熊本地震、新型コロナウイルス感染症に伴う影響額の試算をした上で、歳入・歳出ともに、現行の行財政制度をもとに推計をしています。歳入・歳出の項目別の前提条件につきましては、1ページ、2ページに記載をしているとおりでございます。

次に2ページをご覧ください。

今般、ご議論いただいております本庁舎の整備費の位置づけでございますけれども、こちらも細かくて恐縮でございますが、〔歳出〕の（2）の投資的経費でございます。ここの3文目に記載をしておりますけれども、この本庁舎等整備につきましては、今まさに建替えの是非を含めた在り方に関する審議を行っていただいているという状況でございますので、本庁舎の建て替え経費を計上するケース、それから本庁舎の大規模改修費を計上するケース、この2通りにつきまして、それぞれ本庁舎等整備に関する基本構想の中で事業費を算出してございますけれども、この事業費を用いまして試算をしているというものでございます。

3ページ目からが本庁舎の建替経費を計上する場合の見通しでございます。

おめくりいただきまして、4 ページが収支の総括表でございます。まず、上段の〔歳入〕の表でございます。推計条件は先ほどの1、2 ページの内容と重複しますが、市税につきましては過去実績等を勘案した上で、予定されている税制改正の影響等を反映して推計しております。

2. の地方交付税及び臨時財政対策債につきましては、市税の推移や起債償還の影響等を勘案して推計しております。

3.、4. の国県支出金及び市債につきましては、特定財源という形になりますので、歳出に連動して推計しております。

次に下段にお進みいただきまして、〔歳出〕の1. の義務的経費でございます。この中の人件費でございますけれども、これはまず現行の職員数をベースといたしまして、本市の定員管理計画というものがございまして、この計画上の増減を反映して推計をいたしております。それから、その下、扶助費でございますけれども、社会保障関係の経費等を含んでいるものでございまして、これは最近の推移等を踏まえまして、一定の伸び率を乗じて推計しているものでございます。

公債費につきましては、今後の償還計画に基づき推定をしております。

それから、2. の投資的経費につきましては、先程ご説明をさせていただきました本庁舎の関連経費ですとか、長寿命化関連経費といったものを含めまして、推計しております。

この試算結果に基づく収支を最下段にお示しをしておりますけれども、おおむね均衡が保たれる試算結果ということになってございます。

なお、収支総括表の中に、括弧書きで合併推進債を活用しない場合の計数をお示ししております。その影響額につきましては資料の最下部に記載しております。

次に5 ページにお進みいただきますと、主要財政指標の推移についての推計結果をお示ししております。将来負担比率、実質公債費比率、ともに令和12年度にかけて上昇していく見通しということでございますけれども、いずれも国が定めます早期健全化基準は大きく下回る水準というふうに見込んでおります。

それから6 ページ、7 ページにお進みいただきますと、市債残高等についてお示しをしております。臨時財政対策債、それから熊本地震の関連する起債を除いた市債残高は、令和12年度にかけて上昇していく見通しでございます。

財政調整基金に関しましては実質的な取崩しは想定してございません。

次に10 ページにお進みいただきまして、本庁舎の大規模改修経費を計上するケースをご説明いたします。このケースでは本庁舎関連経費について、本庁舎等整備に関する基本構想における大規模改修事業費を用いて試算しております。その他の内容につきましては、先ほどと同様の試算をしているものでございます。その結果、この収支総括表の下段の収支の部分の表でございますけれども、こちらに記載しておりますとおり算定結果を見込んでおりまして、収支につきましては令和6年度以降、約3～5億円程度の黒字が生じるものと見込んでおります。

次の11 ページにおきましては、主要財政指標の推移についてお示しをしております。こちらも先ほどの建替え経費を計上するケースと同様、令和12年度にかけて上昇していく見通しとなっておりますけれども、先ほどのケースと比較をいたしますと、将来負担比率、実質公債費比率ともに低い水準で推移するものと見込んでおります。

最後に12 ページが市債残高の推移でございます。令和14年時点での通常分の市債残高は、2,819 億円程度になるものと見込んでおります。事務局からの説明は以上でございます。

■平田会長

ありがとうございました。

これについては、ご欠席の委員からのご意見はありますか。

◎迫本政策企画課長

事務局でございます。この議題につきましては、特にご意見はいただいております。

■平田会長

了解です。それでは今日、ご出席の委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。

それでは、まず口火を切っていただくのは沼尾委員からお願いできますでしょうか。

■沼尾委員

はい、ありがとうございます。2点の質問と、あと、いくつかコメントがあるのですが、先に質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

■平田会長

はい、お願いいたします。

■沼尾委員

中期見通し、ありがとうございました。本当に今の行財政制度ですとか、情勢を前提としつつ、非常に丁寧につくられているなという印象を持ったのですが、今回示していただいたものの中では、本庁舎の整備費がそれぞれどの年にもどのように入っているのかという内訳がわからなかったもので、これが本体工事費のみなのか、その他の経費も入っているのかといったようなところを教えていただきたいというのが1点目でございます。

あと、2点目なのですが、これは、基本構想時点のもので試算されたということなのですが、そのときの単価というのを考えますと、現在の資材価格や人件費の高騰等を踏まえると総事業費自体が変動する可能性があるのではないかとも思うわけですが、その辺りをどう考えるのかということと、あとは、今日も庁舎の規模の話が出ましたが、面積をどう考えるのかですとか、一部、国の財政措置の対象となりうるような危機管理関連のスペースの面積とか、そういったところも含めた全体の事業費というのがあるかと思うのですが、その辺りの前提条件も含めてどのように捉えればいいのかということをお示しいただければと思います。

■平田会長

ありがとうございました。

ご質問がありましたので、事務局、3点ぐらいご質問があったと思いますが、経費としては、工事費だけなのか、その他の経費も入っているのかということと、単価が変わっているのではないか、いつの時点の単価かということ。それから、これの前提として、その面積、特に危機管理関係の面積は補助の関係があるのかということなので、事務局、答えられる範囲でお願いいたします。

◎迫本政策企画課長

事務局でございます。

まず、本庁舎等の整備費の内訳でございますが、まずもって、令和2年3月に策定いたしました

基本構想においてお示しさせていただいた事業費でございまして、本庁舎建替経費を計上するケースにおきましては、本体の建設工事費260億円に加えまして、解体工事費、これらの調査・設計費、移転管理費及び事業期間中の光熱費を含む維持補修経費を合わせた計431.5億円となっているところでございます。また、本庁舎大規模改修経費を計上するケースにおきましては、設備工事費や調査・設計費など、222.9億円となっているところでございます。

続きまして、単価の上昇等につきましては、先生のご指摘のとおり、令和2年に試算をした時点と比べると、やはり、資材単価並びに労務単価が増加していることは認識しているところでございます。再計算にあたりましては、ご指摘いただきましたような、規模であるとか、様々な前提条件の整理が必要であると認識しておりまして、今後の試算の前提となるような施設整備方針が一定程度定まりました時点で改めて再検討しなければならないものと考えているところでございます。

■沼尾委員

今のお話を受けて、もう1点伺ってよろしいですか。

■平田会長

はいどうぞ。

■沼尾委員

仮に、建築単価が上昇した場合に、今お示しいただいている財政指標への影響はどのように見込んでおられますか。

◎井上財政課長

事務局でございます。

仮に、現在の試算に用いている建て替え経費の資材価格が2割上昇したものと機械的に計算いたしますと、粗い試算といたしましては、実質公債費比率で今お示しているものから最大で0.1%程度、将来負担比率で最大1～1.7%程度上昇するというふうに考えてございます。

ただし、先ほどご指摘いただきましたように、再計算を行う前提としては、そもそもどのような庁舎を目指すのか、必要面積がどの程度あるのかといったような事業費を増減する要素を総合的に見込むことが必要であろうと考えてございます。

■平田会長

事務局ありがとうございます。沼尾委員、今の回答で大丈夫ですか。

■沼尾委員

ありがとうございます。

今いただいた印象ですけども今回の中期財政見通しを見ますと、建替えの場合についても、これだけの財政需要を見込んだとしても、財政状況が一定程度健全な水準で推移していくものだというところが示されたのかなと思ったところです。

他方で、今後の社会経済情勢ですとか、あるいは地方財政の場合には国の地方財政対策の動向とか、そういったところの影響もありますので、そういった点については、引き続き留意をしていく必要があると思いました。

ただ、物価高騰の要因を見込んだとしても、ある程度運用していけるというところでお話を伺い

ましたので、そこも含めて、今後、財政状況も見ながら庁舎整備全体の所要額というものを考えていくことが大切だと思います。ただ、以前も申し上げましたが、財政ありきで庁舎を考えるというよりも、やはり、どういうまちをつくりたいのか、どういう庁舎を整備したいのかというビジョンとゴールがあって、それを財政のほうがどれぐらいきちんと受け止めていくのか、そういう手順で議論を進めていくということが大切と思っています。ですので、市の合併推進債を活用するかどうかという議論がありましたし、財政のインパクトというのを考えると非常に大きいところもあるのですが、筋論としては、合併推進債の期限があるからそこで急いで決めてしまおうという話ではなくて、数十年間にわたって、まちのシンボルとなるシティーホールですので、建替えにしても改修にしても、やはり、どういう庁舎を目指すべきなのかということを議論した上で、民間活力の活用ですとか、必要面積というものを丁寧に考えていきつつ、事業費を軽減させる方法については根本先生がご専門的見地からご助言下さると思いますけれども、その辺りも含めて考えると、それを十分下支えできる財政状況というふうに思ったところです。以上です。

■平田会長

ありがとうございました。

それでは、今お名前が出た根本委員、引き続きコメントいただけますでしょうか。

■根本委員

ありがとうございました。

この分析は、建て替えても大規模改修しても財政の制約の範囲内に収まるだろうと、財政に著しいマイナスの影響を及ぼさないだろうということを示したものでありまして、建替えと大規模改修のどちらがよいのかについてのなんらかの示唆を与えているものではありません。

なぜかという、中期だからです。

私が以前コメントした、ライフサイクルコストで考えなければならないということです。現在の数字は見かけ上、大規模改修のほうが安上がりということを言っているわけですが、これを、あまりよく事情がわからない人を見ると、大規模改修のほうが良いと判断をしてしまう。それは大変ミスリードです。なぜならば、大規模改修のほうが早く次の更新期が到来するからということです。中期の財政見通しの欠点というのは、これは別に熊本市の固有の問題というわけではないですが、5年先までしかみないということです。しかしながら、アセットマネジメントというのは数十年先まで見なければ出来ないものです。建て替えた場合は、仮に60年持つとした場合、大規模改修の場合はせいぜい30年、場合によって20年しか持たないとすると、割り算した結果、1年当たりライフサイクルコストはどうなるのかということをしっかり見ないといけないということです。財政とは別の観点で、しっかりこれから見ていく必要がありますということを申し上げます。

■平田会長

根本委員、ありがとうございました。

以前にもご指摘いただいているとおり、中期的な財政だけではなくて、建物のライフサイクル全体を見て考えるべきであるという指摘であると思います。事務局が出した資料は、ざっくり見ると、何とかやっていけそうであった、お金はあるというような、資料にはなっていると思いますが、今ご指摘があったように、建替えと大規模改修どっちがいいのかということのをこれで判断するという資料ではないということに注意すべきだというご指摘は非常に重いと思います。それで、結局、お金がなければ出来ないからお金のある範囲でやるということになると、やはり、優先順位、何を目

指すか、市民は何が1番いいと思っているかということが重要なことかなというふうにも思います。

どんどん時間が経ってしまって、貴重なご意見はいただけたのですが、そろそろまとめたと思います、今までのところでまだご発言が足りないという委員がいらっしゃったら、ぜひご発言ください。

■根本委員

先ほどの立地の件で、発言機会がなかったので、一言だけ申し上げさせていただきますと、防災性のところで、災害のリスクは、ほぼどこでもあるというようなことが書かれていましたけれども、浸水の災害想定規模でいくと、0メートルのところもあれば、3メートルとか5メートルとか10メートルとかいろいろあるのです。それが全部一つの同じ評価なのかというと、多分それはそうではなくて、できるだけ少ない、ゼロでなければならないということではないとしても、できるだけ少ないほうがいいということはあるのではないのでしょうか。例えば10メートルだと、2階や3階ぐらいまで使えなくなる可能性があるので、そうすると、そこに配置する機能に大きな影響をもたらし、建物が出来たとしても、機能に大きな制約がもたらされるということになります。災害のリスクを一つにまとめるというのはちょっと無理があるかなと思います。リスクの程度に応じて対応はできると思うのですが、制約があるということは踏まえたほうがいいかなというふうに思いました。

■平田会長

ありがとうございました。

同じ水害でも、程度に応じて考えるべきだと。さらに前提として、先ほど加藤委員がご指摘になったように、防災といったときに、地震とそれから水害はそれぞれ違うので、もっと丁寧に考えたほうがいいというご指摘がありました。当然、揺れも、私はどこでも地震はあると思っていますけれども、揺れ方は、軟弱地盤と固い地盤とは違いますから、軟弱地盤でも建てようと思えば建てられますけれども、非常にコストと時間がかかるということがありますので、そこは考えるべきだと思います。なので、今日は、大所高所からの観点からの議論でしたので、具体的に事を考えたときにはそういうことも当然考えていく必要があると思います。ありがとうございました。

それでは、加藤委員、今の議論で補足があればご発言ください。

■加藤委員

根本先生のおっしゃるとおりで、もちろん対応できるのだけど、対応するためのコストとベースとなるリスク、それはもちろん関係があることだと思いますけれども、最終的には総合的に判断していかざるを得ないかなというふうには思います。

■平田会長

ありがとうございました。

それでは、大分時間が経ってしまい、予定の終了時間をもう既に過ぎておりますので、ちょっと私が強引にまとめさせていただきたいと思います。

今日も、非常に活発なご意見をいただきましたので、いくつかの新しい観点もございました。それで、本庁舎等、「等」の意味は、議会棟と中央区役所も含めたということですが、本日はその規模についての考え方、それから、本庁等の適正な立地・配置の要素、それから、本市の財政状況について、委員の間で審議を行いました。

それで、ご意見は多岐にわたっていますが、前回までの議論に加えまして、今日指摘されたご意見は、本庁舎等の規模の考えでは、今やっている仕事については、現在の規模が少ないというのは、これまでの考えだし、事務局のまとめですが、そこで何をやるかっていうことについて、もっと吟味する必要があるということがございました。

同時に、現在必要なものが将来は違う可能性があるから、規模だけではなくて、転換することを容易にするという発想も必要であるというのが、今日の非常に重要なご指摘かなというふうに思いました。

それで、立地・配置ということについても、市民のアクセスがいい場所というような観点も重要ですが、まず、必要条件として、用途地域、都市機能誘導区域という場所が立地するべき場所であるということが、市の方針としてございますので、それは当然であります、それ以外のこともきちんと考えていったほうが良いというご意見があったかと思います。

それで、本市の財政状況については、事務局がまとめていただいた資料で、建替えと大規模改修のそれぞれについて、少し乱暴な言い方をすると、全体としてみればできそうな感じがするということでしたが、もう少しきちんと考えるべきであると、大きな視点は、2つぐらいございまして、今すぐやらないと国からの補助金がおりにないからという、そういう観点は必ずしもよろしくなくて、やはり、適正な規模にする、適切な機能を持たせると、住民の合意が必要だ、ということがありました。同時に、5年ぐらいの中期的な財政の見通しだけではなくて、建物のライフサイクルを考えた、もっと長期的なことを考えてやるべきであって、今お示しになった2つの資料、建替えと大規模改修で、若干、大規模改修のほうが安くできるように見えますけれども、これはライフサイクルを考えたときには必ずしもそうでないというというご指摘もありました。

私としては、今のようなまとめにしたいと思いますが、理解が足りないところがあって、補足すべきことがあればご指摘ください。

いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。大体、ご同意いただけたようでございます。それで、最後に少し言いましたけれども、結局、市としてどうすべきなのかということについては、市民の合意形成ということは非常に重要でございます。市民の皆様がどう考えているかということで、市民の皆様は、それぞれ異なる観点からご意見があると思いますので、それを合意形成するために、どうしていくかということが本当に重要でございますので、次回以降の会議では、市民の合意形成ということに、焦点を当てて議論していきたいと思っております。

これで委員の皆様からのご意見をいただくのはおしまいにしますが大丈夫でしょうか。もしご発言があれば、最後に一言ご発言ください。

はい、どうもありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。事務局、よろしくお願いいたします。

◎黒木総合政策部長

平田会長、進行ありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議資料及び議事録、収録した動画につきましては熊本市のホームページに掲載する予定としておりますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、第5回熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

以上